

鑑 発 第 6 9 1 号
昭和 4 1 年 3 月 1 8 日

本 部 各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿

項目コード	K 0 3 0 6
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成 4 8 年 6 月 2 7 日
担当係	鑑識指導係

三 重 県 警 察 本 部 長

警察犬運用要綱の制定について（例規通達）

改正 昭 4 7（鑑）第 3 7 号、昭 4 9（鑑）第 4 4 号、昭 6 1（鑑）第 1 9 号、平 1 8（鑑）
第 3 4 号

犯罪捜査等に対する警察犬の活用価値については多言を要しないが、現段階では、警察自体で犬を飼育訓練して緊急即応の体制を確立することは、諸種の事情から困難であるため、民間飼育の優秀犬をあらかじめ囑託しておき、所有者及び訓練士の協力の下に効果的な利用を図ることとし、かねてから各警察署において諸調査及び協力者の確保について、格段の努力を煩わせてきたところであるが、この度「警察犬運用要綱」を制定したから部下職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

別 添

警察犬運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、三重県警察において活用する警察犬などの嘱託及び運用について、必要な事項を定める。

第2 委員会の設置

- 1 警察本部に、警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長は、刑事部長の職に在る者、副委員長は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の職に在る者をもって充てる。
- 4 委員は、警察犬についての知識、技能を有する者のうちから、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定又は委嘱する。

委員の任期は、1年とし、再任することができる。

- 5 委員会の事務は、刑事部鑑識課において行う。

第3 委員会の業務

委員会は、嘱託警察犬及び将来警察犬として嘱託可能な犬（以下「警察候補犬」という。）の選考を行う。

第4 委員会の開催

委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

第5 警察犬の嘱託

- 1 警察犬は、警察署長からの上申に基づき委員会で選考の上、本部長が嘱託する。
- 2 警察犬の所有者に、警察犬嘱託書（様式第1号）を交付する。
- 3 嘱託の期間は、嘱託の日から1年間とする。

第5の2 警察候補犬の指定

- 1 警察候補犬は、委員会の選考に基づいて本部長が指定する。
- 2 警察候補犬の指定を受けた所有者には、警察候補犬指定書（様式第1号の2）を交付する。
- 3 指定の期間は、指定の日から1年間とする。
- 4 警察候補犬は、原則として現場出動等を行わないものとする。ただし本部長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 警察候補犬の選考、指定解除、活用等については、警察犬運用の定めを準用するものとする。

第6 警察犬の選考

警察犬の選考は、捜索、物品選別、警戒等の能力及び指導手の警察犬に関する知識技能について審査するものとし、審査に関する必要な事項は、その都度定める。

第7 嘱託の解除

1 本部長は、次のいずれかに該当するときは、嘱託を解除する。

- (1) 嘱託の期間が満了したとき。
- (2) 警察犬の所有者が嘱託を辞退したとき。
- (3) 警察犬の所有者に変更があったとき。
- (4) 警察犬が死亡、疾病又はその他の理由により使用できなくなったとき。
- (5) その他嘱託しておくことが適当でないと認めたとき。

2 嘱託を解除したときは、警察犬嘱託書を速やかに返納させるものとする。ただし、前項第1号又は第4号に該当する場合はこの限りでない。

第8 警察犬の利用

警察犬は、次のいずれかに該当し、かつ、被疑者等の臭気を保有する足跡、遺留品等（以下「原臭保有物」という。）がある場合に活用するものとする。

- (1) 被疑者及び被告人を捜索するとき。
- (2) 犯罪に関係のある物件を選別するとき。
- (3) 被疑者と関係のある物件を選別するとき。
- (4) 迷い子、行方不明者などの捜索をするとき。
- (5) その他本部長が必要と認めるとき。

第9 出動要請

警察犬を利用しようとするときは、事件の概要、原臭保有物の種別及び状態、警察犬の活用を必要とする理由等を明らかにして、速やかに所属長から、鑑識課を経由して、本部長に要請するものとする。

第10 現場保存

警察犬を活用する場合は、原臭の消失、混乱を防止するため、特に、次の処置をとらなければならない。

- (1) 原臭保有物のある場所及び被疑者等が行動したと認められる場所は、なるべく広範囲に立入りを禁止すること。
- (2) 足跡、血こん等は、降雨、直射日光などの状況に応じて、他の臭気が付着していないビニールシート等で覆うこと。
- (3) 遺留品を採取、保管する場合は、手袋を着用し、清潔なピンセット、ガラスびん、ポリエチレン袋等を使用すること。

第11 活用上の留意事項

警察犬を活用するときは、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 出動に際しては、迅速に依頼すること。
- (2) 捜索に際しては、遺留品等の原臭保有物を携行するとともに、警察官が同行して必要な処置をすること。

第12 報告

所属長は、警察犬を活用したときは、その状況を警察犬活用報告書（様式第2号）により、速やかに鑑識課を経由して、本部長に報告しなければならない。

第13 表彰

- 1 本部長は、警察犬の活用に当たり、著しい功労があると認めるときは、三重県警察の表彰に関する訓令（平成4年12月24日三重県警察本部訓令第18号）により所有者等に感謝状を授与する。
- 2 部長及び所属長は、前項に規定する本部長表彰の程度に至らない功労があったと認めるときは、所有者等に感謝状を授与することができる。

第14 備付簿冊

鑑識課長は、次の簿冊を備え、必要な事項を記録しておくものとする。

- (1) 嘱託警察犬一覧表（様式第3号）
- (2) 犬籍カード（様式第4号）
- (3) 警察犬活用簿（様式第5号）

警察犬嘱託書

住 所

氏 名 殿

あなたが所有されている

犬 名 号

を 年 月 日から

年 月 日までの間

警察犬（ ）として

委嘱します。

年 月 日

三重県警察本部長

階 級 氏 名 印

警察候補犬指定書

住 所

氏 名 殿

あなたが所有されている

犬 名 号

を 年 月 日 から

年 月 日 までの間

警察候補犬（ ）として

指定します

年 月 日

三重県警察本部長

階 級 氏 名 印

様式第2号

発第 号
平成 年 月 日

三重県警察本部長 殿

項目コード	K 0 3 0 6
保存期間	1 年
廃棄年月日	平成 年 月 日
担当係	鑑 識 係

警察署長

警 察 犬 活 用 報 告 書

要 請 日 時	平成 年 月 日 午 時 分	取 扱 者	
事 件 名			
発 生 (覚) 日 時			
発 生 場 所			
被害者の住所 職業・氏名 年 齢			
被疑者の本籍 住所・職業 氏名・年齢	本籍 住所		
事 件 の 概 要			
原臭保有物件 の 種 別			

(表)

活用日時	年		月	日	午	時	分から
				午		時	分まで
気象状況	天候		気温	℃	風向風速		
警察犬名							
指導手名							
同行警察官							
活用 の 状況 (捜索に活用した場合は略図を添付する)	1 被疑者発見	2 被疑者確認	3 遺留品発見				
	4 逃走経路確認	5 被害者等発見	6 効果不明				
	7 その他 ()	8 効果なし				
	<p>実働日時</p> <p>月 日 午 時 分から</p> <p>午 時 分まで</p>						
備考							
表彰の要否	要 (感謝状) ・ 否						
国費・県費別	国費		・ 県費		会計課確認印		

(裏)

第 期 (年) 三重県警察嘱託警察犬・候補犬一覧表

【取扱注意】

区分	番号	署別	犬名	犬種	性別		年齢	指定種別			所有者			指導手氏名				
					オス	メス		追及	選別	警戒	氏名	住所	電話番号	氏名	電話番号			
嘱託犬																		
候補犬																		

※犬種 S シェパード、L ラブラドルリトリバー、C コリー、G ゴールデンリトリバー

犬 籍 カ ー ド

犬 名				登 録 番 号		
犬 種		性 別	牡	雌	毛色	
					毛種	
生 年 月 日		年 月 日				
担 当 者 (嘱託警察犬に あつては訓練者)	所 属 (訓練所名)	(電話番号)				
	氏 名	(階級) 年 月 日生				
元 所 有 者 (嘱託警察犬に あつては現所有者)	住 所					
	氏 名	年 月 日生				
配 置 (嘱 託) 年 月 日		年 月 日				
親 犬		経 歴				
父 犬	犬 名					
	登録番号					
	訓練資格					
	種犬認定					
	毛 色					
母 犬	犬 名					
	登録番号					
	訓練資格					
	種犬認定					
	毛 色					

(表)

